(7)　二の表の第2の水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、チェコ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア

備考　表中の「」の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　三の9の(7)の改正規定（「オランダ」を「ナミビア、オランダ」に改める部分に限る。）　平成二十九年十二月五日

二　三の9の(7)の改正規定（「ガーナ」を「ドイツ、ガーナ」に改める部分に限る。）　平成二十九年十二月十四日

三　三の9の(7)の改正規定（「クウェート」を「クウェート、ラオス」に改める部分、「マダガスカル」を「ルクセンブルク、マダガスカル」に改める部分及び「メキシコ」を「モーリシャス、メキシコ」に改める部分に限る。）　平成二十九年十二月二十日

(7)　二の表の第2の水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、ヨルダン、クウェート、レソト、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モナコ、モンゴル、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、ペルー、ルーマニア、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、スワジランド、スウェーデン、スイス、トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ザンビア

四　三の9の(7)の改正規定（「ハンガリー」を「ハンガリー、インドネシア」に改める部分及び「シエラレオネ」を「シエラレオネ、シンガポール」に改める部分に限る。）　平成二十九年十二月二十一日

五　三の9の(7)の改正規定（「アンティグア・バーブーダ」を「アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン」に改める部分及び「コスタリカ」を「コスタリカ、クロアチア」に改める部分に限る。）　平成二十九年十二月二十四日

○経済産業省告示第二百四十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十九年経済産業省告示第百六十二号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十九年十一月十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　松山　政司

災害名	地域	指定の期間
平成二十九年七月五日からの大雨による災害	福岡県 うきは市 朝倉市 朝倉郡東峰村 田川郡添田町 大分県 別府市 中津市 日田市 竹田市 由布市 九重町 玖珠町	平成二十九年七月五日から平成三十年二月九日まで

○中部地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市西区堀越一丁目一〇二番一地内	前	三四・二二～三八・五一メートル	〇・〇一四キロメートル
	後	三四・〇〇～三七・一八メートル	〇・〇一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所